

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 14 日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 高等専門学校卒業者採用試験

別表第 3 職員昇任基準年数表備考 2 中「大学卒とみなし」の次に「、高等専門学校卒業者採用試験に合格し採用された職員については、その者の有する学歴免許等の資格にかかわらず短大卒とみなし」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。